平成２２年（フ）第３４８号
茨城県水戸市桜川２丁目３番18―801号　ＴＥＲＲＡ桜川
債務者　吉野　克人
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１２号
名古屋市瑞穂区宝田町６丁目７番地　エクセルハイツ瑞穂102号
債務者　藍谷　徳正
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
茨城県東茨城郡茨城町長岡215―３　フリーダムＣ棟101号、住民票上の住所水戸市平須町170番地の64
債務者　小松崎哲也
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木島千華夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９８号
横浜市南区永田山王台３番16号
債務者　加藤　豊
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９９号
横浜市南区永田山王台３番16号
債務者　加藤　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
熊本県天草市天草町高浜南2736番地13
債務者　中村　篤
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２６６号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地１棟613号
債務者　安達　肇
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６４号
名古屋市東区泉３丁目30番17号　Ａｍｂｉｅｎｔｅ泉602号
債務者　村本知枝美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７２号
名古屋市中川区西中島２丁目401番地　サンなかしま３棟412号
債務者　田淵　計子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３号
滋賀県長浜市柿ノ木72番地、前住所滋賀県東浅井郡虎姫町大字柿ノ木７番地
債務者　松塚　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３３８９号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目２番26号ロイヤル正覚寺306号
債務者　柴田　博
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８５号
大阪府豊中市豊南町西３丁目４番10―302号
債務者　浦川　義治
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３４号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番２号青山ビル407号
債務者　河本　世津
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９７４号
大阪府大東市深野４丁目７番13号
債務者　清水　龍臣
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９７５号
大阪府大東市深野４丁目７番13号
債務者　清水　賢次
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２２号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目１番８号
債務者　佐藤　彩美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９９号
大阪府八尾市高美町１丁目４番２号
債務者　柴田　康子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部